

入 札 説 明 書

安芸森林管理署長が発注する伊尾木東事業宿舎 3 内建物解体撤去工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、入札公告、入札者注意書、入札説明書によるものとする。

1. 公告日： 令和 7 年 11 月 10 日

2. 支出負担行為担当官等

分任支出負担行為担当官 安芸森林管理署長 石原 敬史
高知県安芸市川北乙 1773-6

3. 工事概要

(1) 工事名 伊尾木東事業宿舎 3 内建物解体撤去工事

(2) 工事場所 高知県安芸市伊尾木 619- 1

(3) 工事内容 伊尾木東事業宿舎 3 内建物解体撤去一式

(詳細については、解体撤去工事費内訳書及び解体撤去工事特記仕様書のとおり)

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日まで

(5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事ではないが、「高知県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成 14 年 5 月）に基づき、分別解体等及び宅邸建設資材廃棄物の再資源化等を実施するため、その実績が証明できるもの。

(6) 本件は、入札を電子入札システム（以下「システム」という）で行う対象案件である。なお、システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

4. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和 7 ・ 8 年度四国森林管理局一般競争参加資格における建設工事のうち「建築一式工事」又は、「解体事業」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、四国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再確認を受けた者を除く）でないこと。

(4) 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に元請けとして、完成し引き渡しを完了した以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る）。経常建設共同企業体にあつては、最低 1 社の構成員が以下に示す同種工事の施工実績を有すること。

同種工事：建築物の解体工事

ただし、次の証明ができるものに限る。「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事ではないが、「高知県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成 14 年 5 月）に基づき、分別解体等及び宅邸建設資材廃棄物の再資源化等を実施するため、その実績が証明できるもの。

(5) 次に掲げるいずれかの基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法に基づき当該工事に配置できること。

- ① 監理技術者の資格のいずれかを有する者
- ② 2 級土木施工管理技士以上
- ③ 2 級建築施工管理技士以上
- ④ 建築リサイクル法の登録試験である解体工事施工技士
- ⑤ 解体工事に関し大卒（指定学科）3 年以上、高卒（指定学科）5 年以上、その他 10 年以上の実務経験を有する者

ただし、②、③は解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

また、解体工事の実務経験年数の算出については、請負契約書で工期を確認し、解体工事の実務経験年数とする。その際、1 つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とする。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）の提出期限の日から開札の時までに、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 3. (1) に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、下記の区域内に所在すること。

また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている経常建設共同企業体の本店所在地が、下記区域内であること。

高知県全域

(10) 農林水産省発注工事等から暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）でないこと。

① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規程による届出の義務

② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規程による届出の義務

③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規程による届出の義務

5. 設計業務等の受託者等

(1) 4. (7) の「3. (1) に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

該当無し

(2) 4. (7) の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2) の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4. (1) 及び(3) から(11) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において 4. (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において 4. (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書及び資料は、システムを用いて提出すること。ただし、紙入札による提出の場合は発注者へ事前に連絡の上、持参又は郵送等（配達証明のできるものに限る）すること。

(2) 申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

① システムによる提出の場合

(ア) 提出期間： 令和 7 年 11 月 11 日 9 時 00 分から令和 7 年 12 月 3 日 17 時 00 分まで。（ただし、システムのメンテナンス期間を除く）

(イ) 提出方法： システムの添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」及び「資料」を添付し提出すること。

ただし、添付するファイルの合計容量がシステムの容量を超える場合には、必要書類の一式を持参または郵送（配達証明のできるものに限る。締め切り日時必着）により提出するものとし、システムの分割は認めない。また、持参又は郵送により提出する場合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）をシステムにより、申請書及び資料として送信すること。

- ・ 持参又は郵送する旨の表示
- ・ 持参又は郵送する書類の目録
- ・ 持参又は郵送する書類のページ数
- ・ 提出年月日、会社名、担当者名及び電話番号

(ウ) ファイル形式： システムによる提出資料のファイル形式については、以下の形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション（PDF 形式、JPEG 形式、GIF 形式）
- ・ 圧縮ファイル ZIP 形式

システムによる手続き開始後において、紙入札方式への変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者へ事前に連絡の上、紙入札方式へ変更することができる。

② 紙入札方式による提出の場合

(ア) 受付期間： 令和 7 年 11 月 11 日から令和 7 年 12 月 3 日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日及び 12 時 00 から 13 時 00 分までを除く）の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

(イ) 受付場所： 〒784-0044 高知県安芸市川北乙 1773-6

安芸森林管理署 総務グループ 電話：0887-34-3145

(3) 申請書は、別記様式 1 により作成すること。

(4) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、①の同種工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種工事の経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものだけに限り記載すること。

① 施工実績

4. (4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式2に1件記載すること。

② 配置予定の技術者

4. (5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に1件記載することとし、他の工事の従事状況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場に関わらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。なお、配置予定技術者として複数人の候補技術者を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札又は落札予定者となったことにより記載した配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した資料の取り下げ又は入札辞退を行うこと。取り下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者（以下「技術者」という）を変更（16. で後述）できるものとする。

③ 契約書の写し

①の同種工事及び②の配置予定技術者の経験においては、施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されており、その内容が①、②を確認できる場合は、工事カルテの写し（一般データ、技術者データをもって施工証明者とし）を提出し、契約書の写しを提出する必要はない。また、「工事实績情報システム（CORINS）」に登録無き工事及び「工事实績情報システム（CORINS）」にて工事内容が確認できない工事（簡易 CORINS で登録した工事等）については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事实績及び技術者の従事実績）が証明できる書類を添付すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

(5) 資料作成説明会

資料作成説明会については、原則として実施しない。

(6) 資料の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は資料の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(7) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については、令和7年12月10日までに通知する。

(8) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(9) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ② 支出負担行為担当官等は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官等が承認した場合においてはこの限りではない。

7. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限： 令和 7 年 12 月 19 日 17 時 00 分

② 提出場所： 〒784-0044 高知県安芸市川北乙 1773-6

安芸森林管理署 総務グループ 電話：0887-34-3145

③ 提出方法：書面の持参による。郵送によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは、令和 7 年 12 月 25 日までに説明を求めた者に対し書面により回答するので確認すること。

(3) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官等に対して、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申立てることができる。

① 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から 7 日（休日を除く）以内

② 提出場所：(1)の②に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）による（郵送による場合は提出期限必着）。

(4) 再苦情の申立てについては、四国森林管理局入札監視委員会で審議する。

(5) 支出負担行為担当官等は、再苦情の申立てがあった者に対し、(4)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く）以内に、書面により回答する。

8. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 受付期間： 公告日の翌日より入札執行日の 5 日前（休日の場合は前日とする）まで。

上記期間の（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く） 9 時 00 分から 12 時 00 分まで、及び 13 時 00 分から 17 時 00 分まで。

② 提出場所： 〒784-0044 高知県安芸市川北乙 1773-6

安芸森林管理署 総務グループ 電話：0887-34-3145

③ 提出方法： 書面の持参又は郵送による。

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供するとともに、四国森林管理局のホームページに掲載する。

(http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/nyusatu/public_qa.html)

① 期間： 入札執行日の前日、前々日（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く）の 9 時 00 分から 12 時 00 分まで、及び 13 時 00 分から 17 時 00 分まで。

② 場所：〒784-0044 高知県安芸市川北乙 1773-6
安芸森林管理署 総務グループ 電話：0887-34-3145

9. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書の提出期限及び場所：システムにより参加する場合は、令和 7 年 12 月 12 日（金）9 時 00 分から令和 7 年 12 月 16 日（火）10 時 00 分までにシステム上で入札すること。
紙入札による場合は、令和 7 年 12 月 16 日（水）10 時 00 分までに安芸森林管理署会議室に持参すること。
- (2) 開札は、令和 7 年 12 月 16 日（火）10 時 00 分に安芸森林管理署会議室にて行う（入札締切り後直ちに開札する。但し、入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する）
- (3) 紙による入札においては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。
- (4) 競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

10. 入札方法等

- (1) システムにより参加する場合
入札書は、システムを用いて提出すること。
- (2) 紙入札により参加する場合
発注者へ事前に連絡し、入札書は、封書に入れ密封し、その封皮に商号又は名称及びあて名「何月何日開札、（工事名）の入札書在中」と朱書きし持参すること。
郵便等（配達証明のできるものに限る）により入札に参加する者は、二重封筒とし、中封筒の表に前段の所定事項を記載し、6. (1) により確認を受けた「競争参加資格確認通知書」の写し、12. (1) に示した工事費内訳書を表封筒と中封筒の間に同封し、契約担当官あて「親展」で入札書提出期限の前日（休日の場合はその前日）の 17 時 00 分までに到達するように提出しなければならない。この場合の入札書の日付は、9. (1) の入札書の提出期限の日とする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合において、競争参加者または、その代理人のすべてが立会いしている場合にあっては引続き、発注者から再入札通知書を送信するので、電子入札システム機器（パソコン）の前で待機すること。
なお、その他の場合にあっては支出負担行為担当官等が定める日時において入札をす

る。

なお、入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金： 免除

(2) 契約保証金： 納付(保管金の取扱店 日本銀行安芸代理店)。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

① 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行安芸代理店)

② 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証会社をいう)の保証(取扱官庁安芸森林管理署)また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

12. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに提出すること。

工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

(2) 提出方法

① システムによる提出の場合

工事費内訳書を本入札説明書の6の(2)の(ウ)に示すファイル形式にて作成し、添付フィールドに添付し、入札書とともに提出すること。

② 紙入札方式による提出の場合

入札書とともに提出すること。

(3) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

(4) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、支出負担行為担当官等が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書を必要に応じて公正取引委員会に提出することがある。

(5) 工事費内訳書が以下の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該入札参加者の入札を無効とする。

1 未提出であると認められる場合(未提出あると同視できる場合を含む)	(1)	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	工事費内訳とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の工事費内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	工事費内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けてい	(1)	内訳書の記載が全くない場合

る場合	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の工事費内訳書が添付されている場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) (2) (3) (4)	発注者名に誤りがある場合 発注案件名に誤りがある場合 提出業者名に誤りがある場合 工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

13. 開札

開札は、システムにより行うこととし、立会官を立ち合わせて行う。紙による入札の場合は競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

14. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに入札説明書及び入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、支出負担行為担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて 4. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

15. 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予定価格が 1 千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

16. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。変更については、下記を満足することを条件とする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- (2) 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。

17. 契約書作成の可否等

別冊契約書案により落札後、契約書を作成するものとする。

18. 支払条件

- (1) 前金払 無
- (2) 中間前金払 無 部分払 無

19. 関連情報を入手するための照会窓口

〒784-0044 高知県安芸市川北乙 1773-6

安芸森林管理署 総務グループ 電話：0887-34-3145

20. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、6. (1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(4) 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等

工事の施工のために下請契約を締結する場合、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約（受注者が直接契約締結するものに限る）の相手方にはできない。

- (5) 本工事の仕様書は、特記仕様書のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕監修・「建築物解体工事共通仕様書（最新版）」等を参照すること。

- (6) 障害発生時、システム操作等の問い合わせ先は以下のとおり。

【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】

電子入札システムヘルプデスク

受付時間：9時～12時、13時～16時（国民の祝日・休日・年末年始を除く）

電話番号：048-254-6031

FAX 番号：048-254-6041

- (7) 入札参加希望者がシステムで書類を送信した場合には、システムから通知書及び受付票等が送信者へ送信されるので、必ず確認すること。

- (8) 第1回目の入札において、落札者が決定しなかった場合、再度の入札をすることがある。
この場合において、システムによる入札参加者に対して発注者からシステムにより入札通知書を送信するので、システム機器（パソコン）の前で待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、開札状況を電話等により連絡する。

- (9) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施

策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署(所)の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。